

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 4 月 1 日（金）第3200号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

- | | |
|--|--------------|
| 訓 令 | |
| ○鹿児島県公印規程の一部を改正する訓令（※） | （学事法制課取扱い） 1 |
| 正 誤 | |
| ○鹿児島県公報第3199号の14（平成28年 3 月 29 日 付 け）の一部訂正（※） | （経営金融課取扱い） 2 |

訓 令

鹿児島県訓令第 7 号

鹿児島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県公印規程の一部を改正する訓令

鹿児島県公印規程（昭和27年鹿児島県訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「並びに同法」を「，同法」に，「更新用」を「更新並びに同法第40条の 5 第 4 項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新用」に，

鹿児島県知事印	方28 方18	<table border="1"> <tr><td style="text-align: center;">○ ○ 支 庁 用</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">鹿 児 島 県</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">知 事 印</td></tr> </table>	○ ○ 支 庁 用	鹿 児 島 県	知 事 印	各支庁総務企画部総務企画課
○ ○ 支 庁 用						
鹿 児 島 県						
知 事 印						
鹿児島県知事印	方28	<table border="1"> <tr><td style="text-align: center;">大 島 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部 用</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">鹿 児 島 県</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">知 事 印</td></tr> </table>	大 島 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部 用	鹿 児 島 県	知 事 印	大島支庁保健福祉環境部健康企画課
大 島 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部 用						
鹿 児 島 県						
知 事 印						

を

鹿児島県知事印	方28 方18	<table border="1"> <tr><td style="text-align: center;">○ ○ 支 庁 用</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">鹿 児 島 県</td></tr> </table>	○ ○ 支 庁 用	鹿 児 島 県	各支庁総務企画部総務企画課
○ ○ 支 庁 用					
鹿 児 島 県					

に，

		知 事 印	
--	--	-------	--

「大島支庁保健
福祉環境部健
康企画課
支庁の各事務
所
大島支庁徳之
島事務所保健
衛生環境課」

「支庁の各事務
所
を 大島支庁徳之 島事務所保健
衛生環境課」

鹿児島県〇〇支 庁〇〇部長印	方21	鹿 児 島 県 〇 〇 支 庁 〇 〇 部 長 印	各支庁総務企 画部総務企画 課 各支庁保健福 祉環境部健康 企画課 各支庁農林水 産部農政普及 課 各支庁建設部 建設課
鹿児島県大島支 庁保健福祉環境 部長印	方21	地 域 保 健 福 祉 課 用 鹿 児 島 県 大 島 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部 長 印	大島支庁保健 福祉環境部地 域保健福祉課

を

鹿児島県〇〇支 庁〇〇部長印	方21	鹿 児 島 県 〇 〇 支 庁 〇 〇 部 長 印	各支庁総務企 画部総務企画 課 各支庁保健福 祉環境部健康 企画課 各支庁農林水 産部農政普及 課 各支庁建設部 建設課
-------------------	-----	------------------------------------	--

に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

正 誤

平成28年 3 月29日付け鹿児島県公報第3199号の14中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ペ ー ジ	8	訂 正 箇 所	下から	誤	10年
			4行目	正	15年
			下から 3行目	誤	2.7%」を「2.45%
				正	「 融資期間が7年 を超えて10年以 内の融 資 年 2.7%以内 」 を 「 融資期間が7年 を超えて10年以 内の融 資 年 2.45%以内 融資期間が10年 を超える融 資 変動金利 」